

香港への農林水産物・食品の輸出 に関するカントリーレポート (清涼飲料水)

2024年3月
香港輸出支援プラットフォーム

目次

| | |
|---------------------------------------|----------------|
| 1. 香港の市場動向 |2 |
| ① 近年の清涼飲料水の輸入動向 | 2 |
| ② 2023年の動向（速報） | 3 |
| ③ 香港における清涼飲料水の価格 | 4 |
| 2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点） |5 |
| ① 品目の定義 |5 |
| ② 輸入規制 |5 |
| ③ 食品関連の規制 |6 |
| ④ 輸入手続き |19 |
| ⑤ 輸入関税等 |20 |
| 3. 現地事業者の評価、要望等 |21 |
| ① 現地事業者等の声 |21 |

1. 香港の市場動向

① 近年の清涼飲料水の輸入動向

- 輸入金額で見ると、中国に続く2位をキープしている。2021年以降は大きく増加してシェアは約15%。
- 輸入量で見ると、中国のほかに台湾産も日本産よりも多い。

(単位：KL、1,000香港ドル)

| | 2018年 | | 2019年 | | 2020年 | | 2021年 | | 2022年 | | | 前年比 | | 構成比 | |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-------------|---------|---------|---------|---------|
| | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 円換算 (億円) | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| 中国 | 158,518 | 893,801 | 168,282 | 920,535 | 156,619 | 845,849 | 168,333 | 900,114 | 177,209 | 975,125 | 167.8 | 5.27% | 8.33% | 59.65% | 40.84% |
| 日本 | 15,191 | 265,149 | 14,927 | 247,032 | 17,420 | 258,918 | 25,444 | 331,958 | 29,238 | 351,404 | 60.5 | 14.91% | 5.86% | 9.84% | 14.72% |
| 台湾 | 30,043 | 188,784 | 33,061 | 218,486 | 32,666 | 209,298 | 37,399 | 230,394 | 30,482 | 209,447 | 36.0 | -18.50% | -9.09% | 10.26% | 8.77% |
| ドイツ | 3,715 | 109,883 | 1,647 | 48,610 | 1,422 | 60,777 | 1,919 | 95,480 | 3,137 | 172,160 | 29.6 | 63.48% | 80.31% | 1.06% | 7.21% |
| タイ | 10,194 | 89,871 | 9,723 | 85,806 | 9,010 | 89,384 | 11,552 | 118,719 | 11,373 | 118,677 | 20.4 | -1.55% | -0.04% | 3.83% | 4.97% |
| 韓国 | 10,971 | 119,664 | 10,759 | 130,714 | 8,611 | 143,028 | 9,420 | 132,185 | 8,098 | 107,834 | 18.6 | -14.04% | -18.42% | 2.73% | 4.52% |
| 米国 | 3,641 | 189,758 | 4,943 | 179,818 | 3,452 | 124,144 | 2,595 | 82,212 | 3,161 | 99,619 | 17.1 | 21.80% | 21.17% | 1.06% | 4.17% |
| オランダ | 1,767 | 49,325 | 3,980 | 94,125 | 4,671 | 102,291 | 4,248 | 109,343 | 2,181 | 53,083 | 9.1 | -48.65% | -51.45% | 0.73% | 2.22% |
| マレーシア | 6,391 | 35,238 | 5,279 | 26,923 | 8,074 | 40,429 | 9,676 | 52,259 | 8,057 | 49,229 | 8.5 | -16.74% | -5.80% | 2.71% | 2.06% |
| インドネシア | 2,387 | 16,613 | 3,230 | 22,179 | 4,379 | 33,342 | 9,092 | 58,951 | 5,551 | 46,368 | 8.0 | -38.95% | -21.34% | 1.87% | 1.94% |
| 全体 | 270,642 | 2,274,437 | 284,701 | 2,286,916 | 269,452 | 2,117,782 | 299,545 | 2,328,243 | 297,064 | 2,387,626 | 410.9 | -0.83% | 2.55% | 100.00% | 100.00% |

出所：香港統計局
 SITC 11102 - WATERS (INCLUDING MINERAL AND AERATED WATERS), CONTAINING ADDED SUGAR OR OTHER SWEETENING MATTER OR FLAVOURED, AND OTHER NON-ALCOHOLIC BEVERAGES, N.E.S.
 日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

1. 香港の市場動向

② 2023年の動向（速報）

- 1月～4月の厳しいコロナ規制（飲食店営業は18時まで等）があった2022年と比較すると、2023年前半は中国との人の交流の正常化も含めたコロナ規制の緩和が大幅に進み、香港内の状況は改善傾向にあった。
- しかしながら、中国との人の交流正常化で深圳（香港と繋がっている中国南部）に週末等で気軽に行く香港人が増える一方で、中国の景気状況や香港の物価高等もあり香港を訪れる中国人がコロナ前よりも大幅に少ない状況が続き、香港内での消費が全体として弱い状況となっている。
- 2024年は中国の景気回復や、香港を訪れる旅行客がどこまでコロナ前の水準まで戻るかが重要。

日本から香港への輸出額

| | 2023年 | 対前年比 |
|------------|---------|--------|
| 農林水産物・食品全体 | 2,365億円 | +13.4% |
| うち清涼飲料水 | 70億円 | +16.9% |

1. 香港の市場動向

⑤ 香港における清涼飲料水の価格

| 品目名・商品名 | 販売単位 | 販売価格 (香港ドル) | 原産国・産地 | 販売店の種別 | 販売店の ターゲット |
|--------------------------|-------|----------------|--------|--------|---------------|
| 麒麟 午後の紅茶 レモンティー | 500ml | 13.90 | 日本 | 現地系 | ローワーミドル |
| コカコーラ | 160ml | 5.00 | 日本 | 現地系 | ローワーミドル |
| カゴメ 野菜生活 (ブドウ・マンゴー・トマト) | 280ml | 9.90 | 日本 | 日系 | ローワーミドル |
| 不二家 ネクタースパークリング 白桃&あまおう苺 | 380g | 14.90 | 日本 | 日系 | ローワーミドル |
| ポッカサッポロ 贅沢シリーズ (りんご・みかん) | 400g | 14.90 | 日本 | 日系 | ローワーミドル |
| アサヒ カルピス極実堂 | 500ml | 13.90 | 日本 | 現地系 | ローワーミドル |
| 伊藤園 おーいお茶 | 500ml | 9.50 | 日本 | 現地系 | ローワーミドル |

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

① 品目の定義

今回定義する清涼飲料水のHSコード

2202.10 : 水（鉱水および炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料または香料を加えたものに限る）

2202.90 : その他のもの

② 輸入規制

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

清涼飲料水について日本から輸入が禁止されている品目はありません。また、清涼飲料水に関する特別な放射性物質規制もありません。

ただし、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。詳細は「3. 重金属および汚染物質」を参照してください。

2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

日本から清涼飲料水を輸出するにあたって、特別な許可などは必要ありません。

3. 動植物検疫の有無

なし

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制

1. 食品規格

清涼飲料水に関する特別な食品規格はありません。

なお、酒類（Liquor）とは、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）Section 53 に次のように定義されています。

- ・エチルアルコール含有量（体積）が 1.2%を上回る全ての液体を指す。
- ・ただし、変性アルコールおよび商品の成分として含まれている液体のうち純粋なエチルアルコールまたはアルコール飲料に変換できない（変換が経済的でない）ものは含まない。
（[（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）](#)）

これに該当しないものは、清涼飲料水と解釈できます。

2. 残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用しています。「食品中の残留農薬規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）Schedule 1に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値あるいは外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられています。（[（Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)）](#)）（[ジेटロ仮訳](#)）

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質

【重金属規制】

2019年11月から施行された「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration（Metallic Contamination）（Amendment）Regulations 2018）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。

[s220182223113 \(gld.gov.hk\)](https://www.gld.gov.hk/s220182223113)（[ジェット口仮訳](#)）

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されています。

[Metal guidelines-eng.pdf \(cfs.gov.hk\)](https://www.cfs.gov.hk/metal-guidelines-eng.pdf)（[ジェット口仮訳](#)）

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合には、「（当該）複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量に、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量比を乗じた値の合算」となります。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値である、または有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。

清涼飲料水における「特定金属」の含有上限量は、次ページのとおりです。ただし、前述のとおり、その他の食品と組み合わせた「複合食品」に該当する場合は基準値が異なるため、関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【重金属規制】（続き）

清涼飲料水における特定金属の含有上限量

| 特定金属 | 特定食品 | 含有上限量 (mg/kg) |
|------------|---------------------------------|---------------|
| アンチモン | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 0.02 |
| | ナチュラルミネラルウォーター | 0.005 |
| ヒ素（総ヒ素として） | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 0.01 |
| | ナチュラルミネラルウォーター | 0.01 |
| バリウム | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 1.3 |
| | ナチュラルミネラルウォーター | 0.7 |
| ホウ素 | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 2.4 |
| | ナチュラルミネラルウォーター | 5 |
| カドミウム | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 0.003 |
| | ナチュラルミネラルウォーター | 0.003 |

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【重金属規制】（続き）

清涼飲料水における特定金属の含有上限量（続き）

| 特定金属 | 特定食品 | 含有上限量（mg/kg） |
|------|------------------------------------|--------------|
| クロム | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 0.05 |
| | ナチュラルミネラルウォーター | 0.05 |
| 銅 | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 2 |
| | ナチュラルミネラルウォーター | 1 |
| 鉛 | 果実ジュース（ベリーなどの小さな果実のみから作られたジュースは除く） | 0.03 |
| | ベリーなどの小さな果実のみから作られたジュース | 0.05 |
| | コーヒー飲料 | 0.2 |
| | 緑茶・紅茶 | 5 |
| | 緑茶・紅茶の飲料 | 0.2 |
| | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 0.01 |
| | ナチュラルミネラルウォーター | 0.01 |
| | 炭酸飲料 | 0.2 |

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【重金属規制】（続き）

清涼飲料水における特定金属の含有上限量（続き）

| 特定金属 | 特定食品 | 含有上限量 (mg/kg) |
|-------------|---------------------------------|---------------|
| マンガン | ナチュラルミネラルウォーター | 0.4 |
| 水銀（総水銀として） | ナチュラルミネラルウォーター | 0.001 |
| 水銀（無機水銀として） | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 0.006 |
| ニッケル | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 0.07 |
| | ナチュラルミネラルウォーター | 0.02 |
| セレン | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 0.04 |
| | ナチュラルミネラルウォーター | 0.01 |
| スズ | 缶飲料 | 150 |
| ウラン | 瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外） | 0.03 |

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】

飲料水に含まれる微生物については、瓶などの容器入りのナチュラルミネラルウォーターの場合、大腸菌、総大腸菌群、腸球菌（糞便連鎖菌）、緑膿菌、亜硫酸還元嫌気性菌について5サンプルの検査を行い、それぞれに基準を設定しています。瓶など容器入りの飲料水（蒸留水やミネラル添加水）の場合、検査項目は3つになり、大腸菌および総大腸菌群が0/100ml、緑膿菌は0/250mlと基準を定めています。

また、有害物質に関しては「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などが禁止されています。

（[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）（[ジェトロ仮訳](#)）

2021年7月14日には、「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food（Amendment） Regulation 2021）」が可決されました。上記規則により、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023年6月1日から施行されます。清涼飲料水に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては、次ページの表を参照のうえ、関連リンクの内容を確認してください。

（[s22021252386 \(legco.gov.hk\)](http://legco.gov.hk)）（[ジェトロ仮訳](#)）

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】（続き）

改正または新設となった食品有害物質の許容量リスト（2023年6月1日より有効）

| 特定有害物質 | 特定食品 | 含有上限量 |
|--------------------------------------|--|-----------|
| アフラトキシンB1 | 乳タンパク質から製造された調整乳を除く、乳児用調製粉乳およびフォローアップミルク | 0.1μg/kg |
| | 生後36か月以下の乳幼児による摂取を前提とした、上記以外のすべての食品 | 0.1μg/kg |
| アフラトキシン総量 （アフラトキシンB1、B2、G1、G2の合計） | 調理前のアーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピーナッツおよびピスタチオ | 15μg/kg |
| | 調理前のピーナッツ、アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツおよびピスタチオから製造された食品 | 15μg/kg |
| | 香辛料 | 15μg/kg |
| | その他の食品 | 10μg/kg |
| メラミン | 生後12か月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整液体乳および液体フォローアップミルク | 0.15mg/kg |
| | 上記以外の乳 | 1mg/kg |
| | 生後36か月以下の乳幼児による摂取を前提としたその他の食品 | 1mg/kg |
| | 妊婦および授乳中の女性による摂取を前提としたすべての食品 | 1mg/kg |
| | その他のすべての食品 | 2.5mg/kg |

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。具体的には次のとおりです。

部分水素添加油脂（PHO）について

PHOを含む油脂の輸入禁止

PHOを含む食品の販売および流通の禁止

水素添加油脂に関する原材料表示について

水素添加油脂（例：完全水素添加油脂）を含む油脂や包装食品について、原材料表示に「水素添加油脂」と記載するか、原材料表示の油脂名に「水素添加」と記載が必要関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

[（香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

[（香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

4. 食品添加物

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則があります。

[（香港における食品添加物の規制状況（2014年3月） | 調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)）](#)

着色料に関しては「食品着色料規則」（Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations）Schedule 1 に挙げられている着色料を使用することができます。ベニバナ色素、ベニコウジ色素については使用が認められていないため、輸出食品について使用の有無を確認する必要があります。ビートレッドやクチナシ色素（赤、青、緑、黄）など、天然植物由来色素は認可されています。ほかに使用が認められている着色料については、その他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照してください。

[（Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)
[（即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)）](#)

甘味料に関しては「食品甘味料規則」（Cap.132U Sweeteners in Food Regulations）Scheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。食品に使用できる甘味料は次ページのとおりです。なお、ソルビトールは甘味料の定義には含まれませんが、食品安全センターの「よくある質問：食品添加物・汚染物質」によると、適正製造規範（GMP）基準での使用が認められています。

[（Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)
[（食品安全センター「よくある質問：食品添加物・汚染物質」）](#)

食品保存料に関しては「食物中の保存料規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）の Schedule 1, No.6に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。

[（Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)

それ以外の食品添加物については、その使用に特定の規則は定められていません。しかし、「公衆衛生および市政条例」第V部に従い、食品販売者は各自使用するものが安全で食用に適していることを確保しなければなりません。また、キャリーオーバーについて明確な定めはありません。

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

4. 食品添加物（続き）

食品に使用できる甘味料

- ・ アセスルファムカリウム
- ・ アリテーム
- ・ アスパルテーム
- ・ アスパルテーム－アセスルファム塩
- ・ サイクラミン酸
- ・ サッカリン
- ・ スクラロース
- ・ ソーマチン
- ・ ネオテーム
- ・ ステビオールグリコシド

5. 食品包装（食品容器の品質または基準）

なし

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示

「食品および薬品（成分組成および表示）規則」〔Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling）Regulations〕により規制されています。次の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められます。（詳細次ページ）

[（Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://www.elegislation.gov.hk/cap132w)
（[ジェットロ仮訳](#)）

- (1) 食品名
- (2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）
- (3) 賞味期限または消費期限
- (4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- (5) 製造業者または包装業者の名前と住所
- (6) 数量、重量または容量
- (7) 栄養成分

表示またはラベル貼付規制の免除は、表示規則のschedule4「schedule3の規定を免除される項目」で確認してください。また、バイオテクノロジー原料を含む食品（GM食品など）の表示は現在任意で行われています。

また、ビジネス上支障が生じるなどの事情がある場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者（ディストリビューター）の情報記載をすることも可能です。詳しい手続きについては、関連リンク「加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に」などを参照のうえ、確認してください。

[（加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に\(香港\) | ビジネス短信 — ジェットロの海外ニュース - ジェットロ \(jetro.go.jp\)](#)

さらに2023年12月1日からは、水素添加油脂（例：完全水素添加油脂）を含む油脂や包装食品について、原材料表示に「水素添加油脂」と記載するか、原材料表示の油脂名に「水素添加」と記載が必要です。

[（香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 — ジェットロの海外ニュース - ジェットロ \(jetro.go.jp\)](#)

[（香港：農林水産省 \(maff.gov.jp\)](https://maff.gov.jp)

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

(1) 食品名

(2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）

- ・ 原材料：重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要
- ・ アレルギー性物質：グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩
- ・ 添加物：コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号

(3) 賞味期限または消費期限

賞味期限（“best before”）および消費期限（“use by”）は、アラビア数字、または英語または中国語で表示する必要がある
例：Best before: 1 Oct 2016（英語）、此日期前最佳：2016年10月1日（中国語）

(4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

(5) 製造業者または包装業者の名前と住所

ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除されます。

a. 次の (i) ~ (iii) の情報が印字またはラベル表記されている場合

- 原産国
- 香港における販売業者や商標所有者の名称
- 香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地

b. 香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合

c. 次の (i) および (ii) を満たす場合

- 原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている
- コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている

d. 食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル表記されている場合

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

(6) 数量、重量または容量

包装済み食品は、内容物の数量、または食品の正味重量や正味体積を明確に表記またはラベル付けする必要がある。味重量および正味体積は、実行可能な限り、「度量衡条例」（Cap. 68）または「メートル法条例」（Cap. 214）の第1附則に規定される国際単位基準に従って表示するものとする（ただし、許容誤差については規定なし）

[（Cap. 68 Weights and Measures Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk)

[（Cap. 214 Metrication Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk)

(7) 栄養成分

（必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は表示規則の付表6を参照）

※ただし、生鮮および包装食品でほかの成分が添加されていないものについては、栄養表示は不要（付表6-10）。

[（Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk) [（ジェトロ仮訳）](#)

7. その他

食品や農水産物で問題や事故が起きた際に、その流通経路をさかのぼって追跡・確認を可能にするため、食物安全条例では食品輸入業や食品卸売業を行うすべての者に対し、香港食物環境衛生署（FEHD）への登録を義務付けています。ただし、FEHDで香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き

1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

香港では、清涼飲料水を輸入・販売するためには、食品輸入業者および卸売業者に対して香港食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。登録する際に、事業登録証明書（Business Registration）、身分証明書とその他の書類〔会社設立証明書（Certificate of Incorporation）など〕のコピー、および食品輸入業者・卸売業者登録申請書（Application for Registration as Food Importer / Food Distributor）を提出する必要があります。

2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付します。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられています。通関に伴う提出書類は次のとおりです。

（[Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

通関に伴う提出書類は次のとおりです。

- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知

2. 清涼飲料水の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

3. 輸入時の検査・検疫

香港では、「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しています。

輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われます。サンプル検査に関しては、関連リンクの食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。

（[Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\)](#)）

（[Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)](#)）

4. 販売許可手続き

非ボトル入り清涼飲料水（作りたての飲み物など）と涼茶（ハーブティー）は販売制限類食品となっており、それらの販売に対して、それぞれ非ボトル入り清涼飲料水の販売許可証（Non-bottled Drinks Permit）と涼茶の販売許可証（Chinese Herb Tea Permit）、または総合食品売店のライセンスの取得が必要です。

（[Guide on Types of Licences Required \(fehd.gov.hk\)](#)）

（[Guide to Application for Licences \(fehd.gov.hk\)](#)）

⑤ 輸入関税等

1. 関税

なし

2. その他の税

なし

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声

| | |
|-------------------|--|
| 事業者の要望等 | <ul style="list-style-type: none">・幅広くニーズがあるので、新しいものを常に探している。・日本産のものは沢山あるし他国産の安いものも多いので、何が特徴なのかなどの情報がないと難しい。 |
| (参考) 香港人消費者の評価 | <ul style="list-style-type: none">・種類が多く常に新しいものも出ており、価格もリーズナブルなものがあることから、日常的に購入している人も多い。(第3国生産のものを含む)・日本のものにこだわる人の中には、わざわざ第3国生産ではなく少し値段が高くても日本で作られたものを選ぶ人もいる。 |

・ ジェトロ香港のヒアリング等

○ 令和3年度輸出環境整備緊急対策委託事業（マーケットインの発想に基づく輸出への転換に向けた海外市場・規制に係る情報整理）（委託事業）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/e_r3_zigyoku-29.pdf

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（JETRO）

香港事務所

電話番号：852-2526-4067

E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。JETROでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。